



平成 27 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 象印マホービン株式会社
代表者名 取締役社長 市川 典男
(コード 7965 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 飯田 昌清
(TEL. 06-6356-2368)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 2 月 19 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、現行定款第 18 条（取締役の員数）の取締役の員数を 7 名以内から 10 名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条（社外取締役との責任限定契約）および定款第 36 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記(2)の変更に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 2 月 19 日（木）〔予定〕
定款変更の効力発生日 平成 27 年 2 月 19 日（木）〔予定〕

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第28条 (条文省略) ↳ (監査役の報酬等) 第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第35条 (条文省略) ↳ (配当金の除斥期間) 第38条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 (現行どおり) ↳ (監査役の報酬等) 第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第37条 (現行どおり) ↳ (配当金の除斥期間) 第40条 (現行どおり)</p>

以上